

# 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針

平成25年国土交通省告示第907号

## 1 目的

この指針は、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「判断基準」という。）のⅠの第2及びⅡの規定に準拠して、住宅の設計、施工及び維持保全に関する指針を定め、住宅についてのエネルギーの効率的利用のための措置の適確な実施を確保することを目的とする。

## 2 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準については、判断基準のⅠの第2の1の1-3から1-5までの規定にかかわらず、次に定めるところによることができるものとする。

### (1) 外皮平均熱貫流率の基準

判断基準のⅠの第2の1の1-3(1)イに規定する外皮平均熱貫流率 $U_A$ については、別表第1から別表第7までに掲げる仕様の熱貫流率を用いた計算又はこれらの値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめることができる計算により求めた第 $i$ 部位の熱貫流率 $U_{Hi}$ 及び第 $j$ 基礎等の外周の熱貫流率 $U_{FHj}$ を用いて算出し、地域区分に応じて、判断基準のⅠの第2の1の1-3(1)の表に掲げる基準値以下とすること。

### (2) 冷房期の平均日射熱取得率の基準

判断基準のⅠの第2の1の1-3(2)イに規定する冷房期の平均日射熱取得率 $\eta_A$ については、別表第1から別表第7までに掲げる仕様の日射熱取得率を用いた計算又はこれらの値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめることができる計算により求めた第 $j$ 方位における外皮等の第 $i$ 部位の日射熱取得率 $\eta_{ij}$ を用いて算出し、地域区分に応じて、判断基準のⅠの第2の1の1-3(2)の表に掲げる基準値以下とすること。

### (3) 断熱材の施工に関する基準

断熱材の施工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

イ 断熱材は、必要な部分に隙間なく施工すること。

ロ 外壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱工法により断熱施工する場合にあっては、当該外壁の上下端部と床、天井又は屋根との取合部に気流止めを設けること。

ハ 間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている場合にあっては、当該取合部に気流止めを設けること。なお、屋根を断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とする天井裏又は基礎を断熱構造とする床裏にある当該取合部については、この限りでない。

ニ グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A9511（発泡プラスチック保温材）に規定するもの（A種フェノールフォーム3種2号を除く。）、日本工業規格A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に規定する吹付け硬質ウレタンフォームA種1又はA種2に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合にあっては、防湿層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）を設け

ること。ただし、結露の発生の防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

### 3 一次エネルギー消費量に関する基準

判断基準のⅠの第2の2に規定する一次エネルギー消費量に関する基準にかかわらず、次に定めるところによることができるものとする。

- (1) 判断基準のⅠの第2の2の2-3(1)に規定する単位住戸の設計一次エネルギー消費量 $E_t$ については、前項により算出した第 $i$ 部位の熱貫流率 $U_{Hi}$ 、第 $j$ 基礎等の外周の熱貫流率 $U_{FHj}$ 及び第 $i$ 部位の日射熱取得率 $\eta_{ij}$ を用いて求めた暖房負荷及び冷房負荷を勘案して算出し、判断基準のⅠの第2の2の2-2(1)に定める単位住戸の基準一次エネルギー消費量 $E_{st}$ を上回らないようにすること。
- (2) 判断基準のⅠの第2の2の2-3(2)に規定する共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については、(1)により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計に、共用部の設計一次エネルギー消費量を加算した値が、判断基準のⅠの第2の2の2-2(2)に規定する共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量 $E_{st,all}$ を上回らないようにすること。

### 4 維持保全に関する基準

維持保全に関する基準については、判断基準のⅡの規定にかかわらず、次に定めるところによることができるものとする。

- (1) 躯体（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）又はその直下の天井、外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井、壁、床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）及び外周が外気等に接する土間床等をいう。以下同じ。）及び開口部の断熱性能等に係る維持保全については、その断熱性能等の低下を抑制するため、次のイからハまでに掲げる項目について定期的に点検し、必要に応じて適切に補修すること。
  - イ 屋根及び外壁の表面のひび割れ、剥がれ等の有無
  - ロ 開口部の建具の破損、隙間等の有無
  - ハ ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分の破損の有無
- (2) 空気調和設備等の省エネルギー性能に係る維持保全については、判断基準のⅡの1-2から1-7までに掲げる事項によるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の適用については、前項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 建築物の増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に対するこの告示の適用については、前二項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この告示の施行前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十五条第一項前段又は第七十五条の二第一項前段の規定に基づく届出がされた建築物に対する同第七十五条第一項後段又は同第七十五条の二第一項後段の規定に基づく変更の届出に係るこの告示の適用については、前三項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 5 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準については、当分の間、この告示の2((3)の規定を除く。)の規定にかかわらず、次の(1)から(3)に定めるところによることができる。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合を除く。

イ 鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅において、当該住戸の過半の床が外気、外気に通じる床裏又はこれらと同様の熱的環境の空間に接している場合

ロ 外皮等面積の合計に占める開口部面積の合計の割合（以下「開口部比率」という。）が、住宅の種類及び地域区分に応じ、次の表に掲げる値以上の場合

住宅の種類	地域区分	
	1、2及び3	4、5、6、7及び8
一戸建ての住宅	0.11	0.13
共同住宅等	0.09	0.08

(1) 断熱構造とする部分

躯体及び開口部については、地域区分に応じ、断熱構造とすること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

イ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同様の空間の居室に面する部位以外の部位

ロ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁

ハ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの

ニ 玄関・勝手口その他これらに類する部分における土間床部分

ホ 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

(2) 躯体の断熱性能等に関する基準

躯体を(1)に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次のイ及びハ又はロ及びハに定める基準によること。

イ 躯体の熱貫流率の基準

鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

住宅の種類	断熱材の施工法	部 位		熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)			
				地域区分			
				1及び2	3	4、5、 6及び7	8
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		0.27	0.35	0.37	0.53
		壁		0.39	0.49	0.75	
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	
			その他の部分	0.67	0.73	0.83	
	外断熱工法	屋根又は天井		0.32	0.41	0.43	0.62
		壁		0.49	0.58	0.86	

		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	
			その他の部分	0.67	0.73	0.83	
その他の住宅		屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	0.24
		壁		0.35	0.53	0.53	
		床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	
			その他の部分	0.34	0.34	0.48	
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.37	0.37	0.53	
			その他の部分	0.53	0.53	0.76	

- 「熱貫流率」とは、土間床等の外周以外の部分にあっては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいい、土間床等の外周にあっては、内外の温度差1度の場合において1メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。
- 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。

ロ 断熱材の熱抵抗の基準

(イ) 各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。ただし、鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあつては、(ロ)によるものとする。

住宅の種類	断熱材の施工法	部 位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)				
			地域区分				
			1及び2	3	4、5、6及び7	8	
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		3.6	2.7	2.5	1.6
		壁		2.3	1.8	1.1	
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	
		土間床等の外周	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	
			その他の部分	0.5	0.4	0.2	
	外断熱工法	屋根又は天井		3.0	2.2	2.0	1.4
		壁		1.8	1.5	0.9	
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	
土間床等の外周	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8			
	その他の部分	0.5	0.4	0.2			
木造の住宅	充填断熱工	屋根又は	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6

	法	天井	天井	5.7	4.0	4.0	4.0
		壁		3.3	2.2	2.2	
		床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	
			その他の部分	3.3	3.3	2.2	
		土間床等の外周	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0
		壁		3.6	2.3	2.3	
		床	外気に接する部分	4.2	4.2	3.1	
			その他の部分	3.1	3.1	2.0	
		土間床等の外周	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	
その他の部分	1.2		1.2	0.5			
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		5.7	4.0	4.0	4.0
		壁		2.9	1.7	1.7	
		床	外気に接する部分	3.8	3.8	2.5	
			その他の部分				
		土間床等の外周	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	

- 1 木造又は枠組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 2 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 3 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 4 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- 5 鉄筋コンクリート造等の住宅における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあっては、外側の断熱材の熱抵抗と内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「内断熱工法」の基準値により判定できるものとする。
- 6 木造、枠組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「充填断熱工法」の基準値により判定できるものとする。
- 7 土間床等の外周にあっては、基礎の外側若しくは内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。
- 8 一戸建ての住宅にあっては、床の「外気に接する部分」のうち、住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、上表において「その他の部分」とみなすことができる。

(ロ) 鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにおいて、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。）の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下「一般部」と

いう。)の断熱層を貫通する金属製下地部材(以下「金属部材」という。)の有無及び断熱材を施工する箇所(以下「断熱材を施工する箇所」という。)の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

地域	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)		
			断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫通する金属部材
1及び2	0.56以上	無し	1.91	2.12	
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15以上0.56未満	無し	1.91	2.43	
		有り	1.91	3.57	1.08
	0.15未満	無し	1.91	3.00	
		有り	1.91	3.57	1.43
3	0.56以上	無し	0.63	1.08	
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.85	1.47	
		有り	0.85	2.22	0.50
	0.15未満	無し	1.27	1.72	
		有り	1.27	2.22	0.72
4、5、6、7及び8	0.56以上	無し	0.08	1.08	
		有り	0.08	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.31	1.47	
		有り	0.31	2.22	0.50
	0.15未満	無し	0.63	1.72	
		有り	0.63	2.22	0.72

#### ハ 構造熱橋部の基準

鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分(乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。以下「構造熱橋部」という。)においては、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上となる熱抵抗の断熱補強(構造熱橋部に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下同じ。)を、床、仕切壁等の両面に行うこと。なお、柱、梁等が壁又は床の断熱層を貫通する場合は、壁又は床から柱、梁等の突出先端部までの長さが900ミリメートル未満の場合は当該柱、梁等がないものとして扱うこととする。

断熱材の施工法		地域区分			
		1及び2	3及び4	5、6及び7	8
内断熱工法	断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	900	600	450	
	断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)	0.6	0.6	0.6	
外断熱工法	断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	450	300	200	

断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1 ワットにつき平方メートル・度)	0.6	0.6	0.6	
---------------------------------------	-----	-----	-----	--

(3) 開口部の断熱性能等に関する基準

開口部を(1)に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次の表に掲げる住宅の種類及び地域区分に応じた開口部比率の区分に応じ、次のイ及びロに定める基準によることとする。

住宅の種類	開口部比率の区分	地域区分		
		1、2及び3	4、5、6及び7	8
一戸建ての住宅	(い)	0.07未満	0.08未満	0.08未満
	(ろ)	0.07以上0.09未満	0.08以上0.11未満	0.08以上0.11未満
	(は)	0.09以上0.11未満	0.11以上0.13未満	0.11以上0.13未満
共同住宅等	(い)	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	(ろ)	0.05以上0.07未満	0.05以上0.07未満	0.05以上0.07未満
	(は)	0.07以上0.09未満	0.07以上0.08未満	0.07以上0.08未満

イ 開口部（窓の面積(当該窓が二以上の場合においては、その合計の面積。以下ロにおいて同じ。)が住宅の床面積の合計に 0.02 を乗じた値以下となるものを除くことができる。)の熱貫流率が、開口部比率の区分及び地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

開口部比率の区分	熱貫流率の基準値(単位 1 平方メートル1 度につきワット)			
	地域区分			
	1、2及び3	4	5、6及び7	8
(い)	2.91	4.07	6.51	
(ろ)	2.33	3.49	4.65	
(は)	1.90	2.91	4.07	

ロ 開口部(直達光が入射する天窓以外の窓で、当該窓の面積が住宅の床面積の合計に 0.04 を乗じた値以下となるものを除くことができる。)の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、住宅の種類、地域区分及び開口部比率の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

住宅の種類	地域区分	開口部比率の区分	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
一戸建ての住宅	1、2、3及び4	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
	5、6及び7	(い)	
		(ろ)	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.74以下であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(は)	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.49以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が0.74以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ハ 付属部材(南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る)を設けるもの

	8	(い)	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(ろ)	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
		(は)	ガラスの日射熱取得率が0.49以下のものに、付属部材（南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る）又はひさし、軒等を設けるもの
共同住宅等	1、2、3 及び4	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
	5、6及び 7	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
	8	(い)	
		(ろ)	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(は)	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの

- 1 「ガラスの日射熱取得率」は、日本工業規格R3106（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める測定方法によるものとする。
- 2 「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド(窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の変により日射調整機能を有するブラインド)その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。
- 3 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。

6 一次エネルギー消費量に関する基準については、当分の間、この告示の3の規定にかかわらず、次の(1)から(3)に定めるところによることができる。

- (1) 当該住戸の形状について、外皮等面積の合計を床面積の合計で除した数値が、住宅の種類及び地域区分に応じ、次の表に掲げる値又は計算式により求められる値以下であること。

	地域区分	
	1、2及び3	4、5、6、7及び8
一戸建ての住宅	2.9	2.8
共同住宅等	$0.3 \times \frac{\sum_i^n A_{i,bw}}{A_{total}} + 2.9$	$0.5 \times \frac{\sum_i^n A_{i,bw}}{A_{total}} + 2.7$

上記の表中の計算式において、 $A_{i,bw}$ 、 $A_{total}$ 及び $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A_{i,bw}$  : 当該住戸の第 $i$ 界壁、界床等の面積（単位 平方メートル）

$A_{total}$  : 当該住戸の床面積の合計（単位 平方メートル）

$n$  : 界壁、界床等の数

- (2) 暖房、冷房、全般換気、照明及び給湯のそれぞれの設備について、イからホまでに示す事項に該当すること。



イ 当該住戸に採用する暖房設備が、暖房方式、運転方式及び地域区分（8地域を除く。）に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は判断基準においてこれと同等以上の評価となるものであること。

暖房方式	運転方式	暖房設備及び効率	
		地域区分	
		1、2、3及び4	5、6及び7
単位住戸全体を暖房する方式		ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	
居室のみを暖房する方式	連続運転	石油熱源機を用いた温水暖房用パネルラジエーターであって、日本工業規格S3031に規定する熱効率が83.0%以上であり、かつ、配管に断熱被覆があるもの	ガス熱源機を用いた温水暖房用パネルラジエーターであって、日本工業規格S2112に規定する熱効率が82.5%以上であり、かつ、配管に断熱被覆があるもの
	間歇運転	密閉式石油ストーブ（強制対流式）であって、日本工業規格S3031に規定する熱効率が86.0%以上であるもの	ルームエアコンディショナーであって、日本工業規格B8615-1に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.321 \times \text{暖房能力(単位 キロワット)} + 6.16$

ロ 当該住戸に採用する冷房設備が、冷房方式及び運転方式に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は判断基準においてこれと同等以上の評価となるものであること。

冷房方式	運転方式	冷房設備及び効率	
		地域区分	
単位住戸全体を冷房する方式		ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	
居室のみを冷房する方式	間歇運転	ルームエアコンディショナーであって、日本工業規格B8615-1に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.504 \times \text{冷房能力(単位 キロワット)} + 5.88$	

ハ 当該住戸に採用する全般換気設備の比消費電力（熱交換換気設備を採用する場合は、比消費電力を有効換気量率で除した値）が、換気回数0.5回以下の場合において、0.3（単位 1時間につき1立方メートル当たりのワット）以下であること又は判断基準においてこれと同等以上の評価となるものであること。

ニ 当該住戸に採用する照明設備について、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと。

ホ 当該住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備を含む）が、地域区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は判断基準においてこれと同等以上の評価となるものであること。

地域区分	
1、2、3及び4	5、6、7及び8
石油給湯機であって、日本工業規格S2075に基づくモード熱効率が81.3%以上であるもの	ガス給湯機であって、日本工業規格S2075に基づくモード熱効率が78.2%以上であるもの

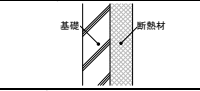
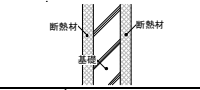
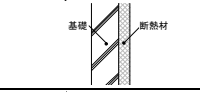
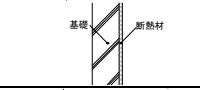
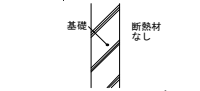
- (3) 判断基準のⅠの第2の2の2-3(2)に規定する共用部の設計一次エネルギー消費量が、判断基準のⅠの第2の2の2-2(2)に定める共用部の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 $E_{sac}$ 、共用部の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 $E_{sv}$ 、共用部の照明設備の基準一次エネルギー消費量 $E_{sl}$ 、共用部の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 $E_{sw}$ 及び共用部の昇降機の基準一次エネルギー消費量 $E_{sev}$ の合計値を上回らないようにするものとする。

(廃止)

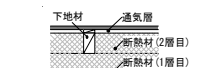
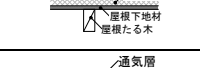


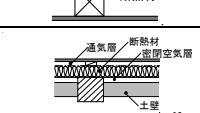
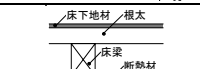
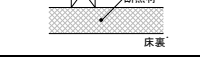
- 7 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成十八年国土交通省告示第三百七十八号）は、平成二十五年十月一日から廃止する。

別表第 1

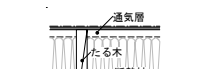
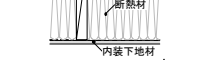

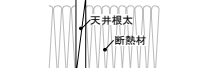
木造住宅 充填断熱工法の仕様例			
部位	熱貫流率(単位 1平方メートル1度につきワット) (基礎については単位 1メートル1度につきワット)	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.17	たるき間にRが7.5以上の断熱材(厚さ265ミリメートル以上)を充填し、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	たるき間にRが5.2以上の断熱材(厚さ185ミリメートル以上)を充填し、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
天井	0.17	内装下地材の上面にRが5.7以上の断熱材を敷き込み、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	内装下地材の上面にRが4.0以上の断熱材を敷き込み、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
外壁	0.35	軸組の外側にRが1.3以上の断熱材(厚さ25ミリメートル以上)を張り付け、かつ、軸組の間にRが2.2以上の断熱材(厚さ100ミリメートル以上)を充填した断熱構造とする場合	
	0.53	軸組の間にRが2.2以上の断熱材(厚さ85ミリメートル以上)を充填した断熱構造とする場合	
	0.92	土壁(厚さ50ミリメートル以上)の外側で軸組の間にRが0.9以上の断熱材(厚さ20ミリメートル以上)を充填した断熱構造とする場合	
床	0.24	床裏が外気に接する場合であって、根太の間及び大引又は床梁の間に合計してRが5.2以上の断熱材を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.34	次のイ又はロのいずれかに該当する場合 イ 床裏が外気に接する場合であって、根太の間にRが3.9以上の断熱材(厚さ135ミリメートル以上)を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合 ロ 床裏が外気に接しない場合であって、根太の間にRが3.7以上の断熱材(厚さ130ミリメートル以上)を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
		次のイ又はロのいずれかに該当する場合 イ 床裏が外気に接する場合であって、大引又は床梁の間にRが3.4以上の断熱材(厚さ120ミリメートル以上)を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合 ロ 床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間にRが3.3以上の断熱材(厚さ120ミリメートル以上)を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
		次のイ又はロのいずれかに該当する場合 イ 床裏が外気に接する場合であって、大引又は床梁の間にRが4.0以上の断熱材(厚さ90ミリメートル以上)を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合 ロ 床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間にRが3.7以上の断熱材(厚さ85ミリメートル以上)を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.48	床裏が外気に接しない場合であって、根太の間にRが2.4以上の断熱材(厚さ85ミリメートル以上)を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
		床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間にRが2.2以上の断熱材(厚さ75ミリメートル以上)を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
		床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間にRが2.4以上の断熱材(厚さ55ミリメートル以上)を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	

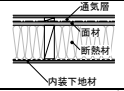
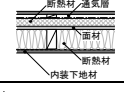

基礎	0.37	鉄筋コンクリート造の基礎の外側又は内側に R が 3.5 以上の断熱材を張り付けた断熱構造の場合	
		鉄筋コンクリート造の基礎の両側に、合計して R が 3.5 以上の断熱材を張り付けた断熱構造の場合	
	0.53	鉄筋コンクリート造の基礎の外側又は内側に R が 1.7 以上の断熱材を張り付けた断熱構造の場合	
	0.76	鉄筋コンクリート造の基礎の外側又は内側に R が 0.5 以上の断熱材を張り付けた断熱構造の場合	
	1.80	無断熱の鉄筋コンクリート構造の場合	
<p>1 各部位の日射熱取得率は、それぞれの熱貫流率の値に 0.034 を乗じることにより求められる。以下同じ。</p> <p>2 表中の R は熱抵抗値を示し、「単位は 1 ワットにつき平方メートル・度」とする。以下同じ。</p> <p>3 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の値を用いることができるものとする。以下同じ。</p>			

別表第 2


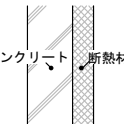
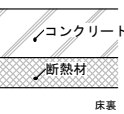
木造住宅 外張断熱工法の仕様例			
部位	熱貫流率[W/(m <sup>2</sup> ・K)]	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.17	R が 0.075 以上の屋根下地材等の上に、R が 6.3 以上の断熱材を外張りした断熱構造とする場合	
	0.24	R が 0.075 以上の屋根下地材等の上に、R が 4.4 以上の断熱材を外張りした断熱構造とする場合	
外壁	0.35	軸組の外側に R が 3.0 以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
	0.53	軸組の外側に R が 1.9 以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
		軸組の外側に R が 1.7 以上の断熱材を張り付け、かつ、軸組の間に土壁(厚さ 60 ミリメートル以上)を設けた断熱構造とする場合	
床	0.24	床裏が外気に接する場合であって、床梁の下側に R が 4.5 以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
	0.34	床裏が外気に接する場合であって、床梁の下側に R が 3.1 以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
基礎		木造住宅 充填断熱工法の仕様例と同様	

別表第 3

枠組壁工法住宅 充填断熱工法の仕様例			
部位	熱貫流率[W/(m <sup>2</sup> ・K)]	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.17	たるき間に R が 7.5 以上の断熱材(厚さ 265 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	たるき間に R が 5.2 以上の断熱材(厚さ 185 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
天井	0.17	天井根太の間に R が 7.5 以上の断熱材(厚さ 265 ミリメートル以上)を敷き込み、かつ、R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	天井根太の間に R が 5.2 以上の断熱材(厚さ 185 ミリメートル以上)を敷き込み、かつ、R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	

外壁	0.35	壁枠組材の間に R が 3.7 以上の断熱材を充填し、かつ、R が 0.046 以上の面材及び R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.53	壁枠組材の外側に R が 0.9 以上の断熱材を張り付け、壁枠組材の間に R が 2.7 以上の断熱材を充填し、かつ、R が 0.046 以上の面材及び R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
床	0.24	床裏が外気に接する場合であって、根太の間に R が 5.1 以上の断熱材(厚さ 180 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.34	次のイ又はロのいずれかに該当する場合 イ 床裏が外気に接する場合であって、根太の間に R が 3.5 以上の断熱材(厚さ 125 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合 ロ 床裏が外気に接しない場合であって、根太の間に R が 3.3 以上の断熱材(厚さ 120 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.48	床裏が外気に接しない場合であって、根太の間に R が 2.2 以上の断熱材(厚さ 80 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
基礎	木造住宅 充填断熱工法の仕様例と同様		

別表第 4

鉄筋コンクリート造等の住宅 内断熱工法の仕様例			
部位	熱貫流率[W/(m <sup>2</sup> ・K)]	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.27	屋根コンクリートスラブの下側(室内側)に、R が 3.6 以上の断熱材を打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.35	屋根コンクリートスラブの下側(室内側)に、R が 2.7 以上の断熱材を打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.37	屋根コンクリートスラブの下側(室内側)に、R が 2.5 以上の断熱材を打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
外壁	0.39	コンクリートの内側(室内側)に、R が 2.4 以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.49	コンクリートの内側(室内側)に、R が 1.9 以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.75	コンクリートの内側(室内側)に、R が 1.1 以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
床	0.27	床裏が外気に接する場合であって、コンクリートスラブの下側(外気側)に、R が 3.5 以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.32	床裏が外気に接する場合であって、コンクリートスラブの下側(外気側)に、R が 2.9 以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.37	床裏が外気に接する場合であって、コンクリートスラブの下側(外気側)に、R が 2.5 以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.38	床裏が外気に接しない場合であって、コンクリートスラブの下側(外気側)に、R が 2.3 以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.46	床裏が外気に接しない場合であって、コンクリートスラブの下側(外気側)に、R が 1.8 以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.53	床裏が外気に接しない場合であって、コンクリートスラブの下側(外気側)に、R が 1.5 以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
基礎	木造住宅 充填断熱工法の仕様例と同様		

1 表中の熱貫流率は構造熱橋部により貫流する熱量を除いた値とする。以下同じ。

別表第5

鉄筋コンクリート造等の住宅 外断熱工法の仕様例			
部位	熱貫流率[W/(m <sup>2</sup> ・K)]	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.32	屋根コンクリートスラブの上側(外気側)に、Rが3.0以上の断熱材を貼付けた断熱構造とする場合	
	0.41	屋根コンクリートスラブの上側(外気側)に、Rが2.3以上の断熱材を貼付けた断熱構造とする場合	
	0.43	屋根コンクリートスラブの上側(外気側)に、Rが2.2以上の断熱材を貼付けた断熱構造とする場合	
外壁	0.49	コンクリートの外側(外気側)に、Rが1.9以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.58	コンクリートの外側(外気側)に、Rが1.5以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.86	コンクリートの外側(外気側)に、Rが1.0以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
床		鉄筋コンクリート造等の住宅 内断熱工法の仕様と同様	
基礎		木造住宅 充填断熱工法の仕様例と同様	

別表第6

鉄骨造の住宅の仕様例			
部位	熱貫流率[W/(m <sup>2</sup> ・K)]	仕様の詳細	断面構成図
天井		木造住宅 充填断熱工法の仕様例と同様(金属熱橋が存在しない場合に限る。)	
外壁	0.35	Rが0.53以上の外装材で、断熱層を貫通する金属部材間にRが4.1以上の断熱材を充填し、Rが0.72以上の金属部材の断熱補強材を設けた断熱構造とする場合	
		Rが0.53以上の外装材の内側に、Rが2.2以上の断熱材を貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合(ただし、断熱材を貫通する金属熱橋が存在しない場合に限る。)	
	0.53	Rが0.53以上の外装材で、断熱層を貫通する金属部材間にRが2.6以上の断熱材を充填し、Rが0.33以上の金属部材の断熱補強材を設けた断熱構造とする場合	
		Rが0.53以上の外装材の内側に、Rが1.3以上の断熱材を貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合(ただし、断熱材を貫通する金属熱橋が存在しない場合に限る。)	
床	0.24	床裏が外気に接する場合であって、床梁の下側にRが4.5以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
	0.34	床裏が外気に接する場合であって、床梁の下側にRが3.2以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
	0.48	床裏が外気に接しない場合であって、床梁の下側にRが3.0以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
基礎		木造住宅 充填断熱工法の仕様例と同様	

別表第7

建具とガラスの組み合わせの例	日射熱取得率	熱貫流率
----------------	--------	------

建具の仕様	ガラスの仕様	ガラスのみ	紙障子	外付けブラインド	(単位 1 平方メートル・度につき 1ワット)		
窓・引戸・框ドア	一重構造の建具で、木製又はプラスチック製であるもの	2枚以上のガラス表面に低放射膜を使用した低放射三層複層ガラス(中空層の厚さが7ミリメートル以上のものであってガスが封入されているもの)	日射取得型	0.54	0.34	0.12	1.60
			日射遮蔽型	0.33	0.22	0.08	
		低放射三層複層ガラス(中空層の厚さが6ミリメートル以上であってガスが封入されているもの)	日射取得型	0.59	0.37	0.14	1.70
			日射遮蔽型	0.37	0.25	0.10	
		低放射三層複層ガラス(中空層の厚さが9ミリメートル以上であるもの)	日射取得型	0.59	0.37	0.14	1.70
			日射遮蔽型	0.37	0.25	0.10	
		低放射複層ガラス(中空層の厚さが12ミリメートル以上であってガスが封入されているもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	1.90
			日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
		低放射複層ガラス(中空層の厚さが10ミリメートル以上であるもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.33
			日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
		低放射複層ガラス(中空層の厚さが8ミリメートル以上12ミリメートル未満であってガスが封入されているもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.33
			日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
		遮熱複層ガラス(中空層の厚さが10ミリメートル以上であるもの)	熱線反射ガラス1種	0.61	0.33	0.14	2.91
			熱線反射ガラス2種	0.38	0.24	0.10	
			熱線反射ガラス3種	0.16	0.12	0.06	
			熱線吸収板ガラス2種	0.52	0.28	0.12	
		複層ガラス(中空層の厚さが10ミリメートル以上であるもの)	熱線反射ガラス又は熱線吸収板ガラス以外	0.79	0.38	0.17	
		低放射複層ガラス(中空層の厚さが5ミリメートル以上10ミリメートル未満であるもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.91
			日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
		低放射複層ガラス(中空層の厚さが4ミリメートル以上7ミリメートル未満であってガスが封入されているもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.91
日射遮蔽型	0.40		0.26	0.11			
遮熱複層ガラス(中空層の厚さが6ミリメートル以上10ミリメートル未満であるもの)	熱線反射ガラス1種	0.61	0.33	0.14	3.49		
	熱線反射ガラス2種	0.38	0.24	0.10			
	熱線反射ガラス3種	0.16	0.12	0.06			
	熱線吸収板ガラス2種	0.52	0.28	0.12			
複層ガラス(中空層の厚さが6ミリメートル以上10ミリメートル未満であるもの)	熱線反射ガラス又は熱線吸収板ガラス以外	0.79	0.38	0.17			
単板ガラス	熱線反射ガラス1種	0.68	0.35	0.16	6.51		
	熱線反射ガラス2種	0.49	0.30	0.13			
	熱線反射ガラス3種	0.23	0.20	0.08			
	熱線吸収板ガラス2種	0.63	0.34	0.15			
	熱線反射ガラス又は熱	0.88	0.38	0.19			

		線吸収板ガラス以外				
一重構造の建 具で、木又はプ ラスチックと 金属の複合材 料製であるも の	低放射複層ガラス(中空層の厚さが 16 ミ リメートル以上であってガスが封入され ているもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.15
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
	低放射複層ガラス(中空層の厚さが 10 ミ リメートル以上であるもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.33
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
	低放射複層ガラス(中空層の厚さが 8 ミリ メートル以上 16 ミリメートル未満であつ てガスが封入されているもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.33
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
	低放射複層ガラス(中空層の厚さが 5 ミリ メートル以上 10 ミリメートル未満である もの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
	低放射複層ガラス(中空層の厚さが 4 ミリ メートル以上 7 ミリメートル未満であつ てガスが封入されているもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
	遮熱複層ガラス(中空層の厚さが 10 ミリ メートル以上であるもの)	熱線反射ガラス 1 種	0.61	0.33	0.14	3.49
		熱線反射ガラス 2 種	0.38	0.24	0.10	
		熱線反射ガラス 3 種	0.16	0.12	0.06	
		熱線吸収板ガラス 2 種	0.52	0.28	0.12	
複層ガラス(中空層の厚さが 10 ミリメー トル以上であるもの)	熱線反射ガラス又は熱 線吸収板ガラス以外	0.79	0.38	0.17		
遮熱複層ガラス(中空層の厚さが 6 ミリメ ートル以上 10 ミリメートル未満であるも の)	熱線反射ガラス 1 種	0.61	0.33	0.14	4.07	
	熱線反射ガラス 2 種	0.38	0.24	0.10		
	熱線反射ガラス 3 種	0.16	0.12	0.06		
	熱線吸収板ガラス 2 種	0.52	0.28	0.12		
複層ガラス(中空層の厚さが 6 ミリメー トル以上 10 ミリメートル未満であるもの)	熱線反射ガラス又は熱 線吸収板ガラス以外	0.79	0.38	0.17		
一重構造の建 具で、金属製熱 遮断構造であ るもの	低放射複層ガラス(中空層の厚さが 10 ミ リメートル以上であるもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.91
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
	低放射複層ガラス(中空層の厚さが 8 ミリ メートル以上であってガスが封入されて いるもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.91
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
	低放射複層ガラス(中空層の厚さが 6 ミリ メートル以上 10 ミリメートル未満である もの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
	低放射複層ガラス(中空層の厚さが 4 ミリ メートル以上 7 ミリメートル未満であつ てガスが封入されているもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
	遮熱複層ガラス(中空層の厚さが 10 ミリ メートル以上であるもの)	熱線反射ガラス 1 種	0.61	0.33	0.14	3.49
		熱線反射ガラス 2 種	0.38	0.24	0.10	
		熱線反射ガラス 3 種	0.16	0.12	0.06	
		熱線吸収板ガラス 2 種	0.52	0.28	0.12	
	複層ガラス(中空層の厚さが 10 ミリメー トル以上であるもの)	熱線反射ガラス又は熱 線吸収板ガラス以外	0.79	0.38	0.17	



		遮熱複層ガラス(中空層の厚さが 6 ミリメートル以上 10 ミリメートル未満であるもの)	熱線反射ガラス 1 種	0.61	0.33	0.14	4.07
			熱線反射ガラス 2 種	0.38	0.24	0.10	
			熱線反射ガラス 3 種	0.16	0.12	0.06	
			熱線吸収板ガラス 2 種	0.52	0.28	0.12	
		複層ガラス(中空層の厚さが 6 ミリメートル以上 10 ミリメートル未満であるもの)	熱線反射ガラス又は熱線吸収板ガラス以外	0.79	0.38	0.17	
	一重構造の建具で、金属製であるもの	低放射複層ガラス(中空層の厚さが 10 ミリメートル以上であるもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49
			日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
		低放射複層ガラス(中空層の厚さが 8 ミリメートル以上であってガスが封入されているもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49
			日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
		低放射複層ガラス(中空層の厚さが 5 ミリメートル以上 10 ミリメートル未満であるもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	4.07
			日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
		低放射複層ガラス(中空層の厚さが 4 ミリメートル以上 7 ミリメートル未満であってガスが封入されているもの)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	4.07
			日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11	
		遮熱複層ガラス(中空層の厚さが 10 ミリメートル以上であるもの)	熱線反射ガラス 1 種	0.61	0.33	0.14	4.07
			熱線反射ガラス 2 種	0.38	0.24	0.10	
			熱線反射ガラス 3 種	0.16	0.12	0.06	
			熱線吸収板ガラス 2 種	0.52	0.28	0.12	
		複層ガラス(中空層の厚さが 10 ミリメートル以上であるもの)	熱線反射ガラス又は熱線吸収板ガラス以外	0.79	0.38	0.17	
	遮熱複層ガラス(中空層の厚さが 4 ミリメートル以上 10 ミリメートル未満であるもの)	熱線反射ガラス 1 種	0.61	0.33	0.14	4.65	
熱線反射ガラス 2 種		0.38	0.24	0.10			
熱線反射ガラス 3 種		0.16	0.12	0.06			
熱線吸収板ガラス 2 種		0.52	0.28	0.12			
複層ガラス(中空層の厚さが 4 ミリメートル以上 10 ミリメートル未満であるもの)	熱線反射ガラス、熱線吸収板ガラス以外	0.79	0.38	0.17			
単板ガラス 2 枚を組み合わせたものであって、ガラスの内法間隔が 12 ミリメートル以上であるもの		0.79	0.38	0.17	4.07		
単板ガラス 2 枚を組み合わせたものであって、ガラスの内法間隔が 6 ミリメートル以上 12 ミリメートル未満であるもの		0.79	0.38	0.17	4.65		
単板ガラス	熱線反射ガラス 1 種	0.68	0.35	0.16	6.51		
	熱線反射ガラス 2 種	0.49	0.30	0.13			
	熱線反射ガラス 3 種	0.23	0.20	0.08			
	熱線吸収板ガラス 2 種	0.63	0.34	0.15			
	熱線反射ガラス又は熱線吸収板ガラス以外	0.88	0.38	0.19			
窓	二重構造の建具で、一方の建具が木製又はプラスチック	単板ガラスと低放射複層ガラス(中空層の厚さが 12 ミリメートル以上であるもの)	日射取得型	0.60	0.38	0.14	1.90
		日射遮蔽型	0.46	0.34	0.12		
	単板ガラスと複層ガラス(中空層の厚さが 12 ミリメートル以上であ		0.72	0.39	0.17	2.33	

製であり、一方の建具が金属製であるもの	るもの)を組み合わせたもの						
	単板ガラスと低放射複層ガラス(中空層の厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満であるもの)を組み合わせたもの	日射取得型	0.60	0.38	0.14	2.33	
		日射遮蔽型	0.46	0.34	0.12		
単板ガラス2枚を組み合わせたもの			0.80	0.39	0.17	2.91	
二重構造の建具で、金属製建具と金属製建具からなり、建具の枠の接合部が熱遮断構造であるもの。	単板ガラス2枚を組み合わせたもの			0.80	0.39	0.17	3.49
木製建具で、断熱積層構造であるもの	低放射複層ガラス(中空層の厚さが10ミリメートル以上であるもの)又はガラスのないもの			0.079		2.33	
	三層複層ガラス(中空層の厚さが12ミリメートル以上であるもの)			0.079		2.33	
	複層ガラス(中空層の厚さが10ミリメートル以上であるもの)			0.099		2.91	
	低放射複層ガラス(中空層の厚さが6ミリメートル以上10ミリメートル未満であるもの)			0.099		2.91	
高断熱フラッシュ構造扉で、枠が金属製熱遮断構造であるもの	低放射複層ガラス(中空層の厚さが12ミリメートル以上であってガラスが封入されているもの)又はガラスのないもの			0.060		1.75	
断熱フラッシュ構造扉で、枠が金属製熱遮断構造若しくは木又はプラスチックと金属との複合材料製であるもの	低放射複層ガラス(中空層の厚さが10ミリメートル以上であるもの)又はガラスのないもの			0.079		2.33	
	複層ガラス(中空層の厚さが10ミリメートル以上であるもの)			0.099		2.91	
	低放射複層ガラス(中空層の厚さが6ミリメートル以上10ミリメートル未満であるもの)			0.099		2.91	
フラッシュ構造扉で、枠が金属製熱遮断構造であるもの	複層ガラス(中空層の厚さが12ミリメートル以上であるもの)又はガラスのないもの			0.119		3.49	
木製扉で枠が金属製であるもの	複層ガラス(中空層の厚さが4ミリメートル以上であるもの)又はガラスのないもの			0.158		4.65	
フラッシュ構造扉	複層ガラス(中空層の厚さが4ミリメートル以上であるもの)又はガラスのないもの			0.138		4.07	
ハニカムフラッシュ構造扉	複層ガラス(中空層の厚さが4ミリメートル以上であるもの)又はガラスのないもの			0.158		4.65	

引戸	フラッシュ構造扉で、枠が金属製熱遮断構造であるもの	複層ガラス(中空層の厚さが12ミリメートル以上であるもの)又はガラスのないもの	0.119	3.49
<p>1 「低放射膜」とは、ガラス表面に銀、酸化スズ等を成膜することでガラス表面の放射率を下げ、放射熱伝達を抑制する薄膜をいう。</p> <p>2 「複層ガラス」とは、複数枚の板ガラスにより構成されるガラスをいう。</p> <p>3 「低放射三層複層ガラス」とは、3枚の板ガラス（日本工業規格 R3202 に定めるフロート板ガラス及び磨き板ガラス、日本工業規格 R3203 に定める型板ガラス、日本工業規格 R3204 に定める網入板ガラス及び線入板ガラス、日本工業規格 R3206 に定める強化ガラス、日本工業規格 R3222 に定める倍強度ガラス、日本工業規格 R3208 に定める熱線吸収板ガラス、日本工業規格 R3221 に定める熱線反射ガラス及び日本工業規格 R3205 に定める合わせガラスをいい、それらの板ガラスに表面加工による光学的な拡散性を持たせたもの（刷りガラス、フロスト加工又はタペストリー加工）を含む。以下同じ。）と2つの中空層からなるものであり、1枚以上の板ガラスに低放射膜を中空層に面するように使用しているものをいう（ただし、同一中空層に複数の低放射膜が面するものを除く。）。</p> <p>4 上表における「ガス」とは、アルゴンガス又は熱伝導率がこれと同等以下のものをいう。</p> <p>5 「日射取得型」とは、ガラス全体の日射熱取得率が0.50以上のものを、「日射遮蔽型」とは、ガラス全体の日射熱取得率が0.49以下のものをいう。</p> <p>6 「低放射複層ガラス」とは、2枚の板ガラスと1つの中空層からなるものであり、1枚以上の板ガラスに低放射膜を中空層に面するように使用しているものをいう。</p> <p>7 「遮熱複層ガラス」とは、室外側のガラス1枚に熱線反射ガラス又は熱線吸収板ガラスを使用して日射熱取得率を低減した複層ガラスをいい、「熱線反射ガラス1種」、「熱線反射ガラス2種」及び「熱線反射ガラス3種」とは、日本工業規格 R3221 に定める日射遮蔽性の区分によるものをいい、「熱線吸収板ガラス2種」とは、日本工業規格 R3208 に定める日射熱取得率の区分によるものをいう。</p> <p>8 「単板ガラス」とは、一枚の板ガラスにより構成されるガラスをいう。</p> <p>9 ガラスの仕様に用いるガラス(複数枚のガラスを使用する場合はそのうちの1枚のガラス)について、日本工業規格 R3205 に定める合わせガラスとすることができる。</p> <p>10 「木又はプラスチックと金属の複合材料製」とは、屋外側の建具の大半に金属、屋内側の建具の大半に木又はプラスチックを使用した構造をいう。</p> <p>11 「金属製」とは、アルミニウム合金等の金属で構成された構造のものであり、枠等の一部にプラスチック等を使用した構造のものを含む。</p> <p>12 「単板ガラス2枚を組み合わせたもの」は、中間部にブラインドが設置されたものを含むものとする。</p> <p>13 「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠又は框等の中間部をプラスチック等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。</p> <p>14 「断熱積層構造」とは、木製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填した構造をいう。</p> <p>15 「高断熱フラッシュ構造扉」とは、金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした扉のうち、扉厚さ60ミリメートル以上のものをいう。</p> <p>16 「断熱フラッシュ構造扉」とは、金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした扉をいう。</p> <p>17 「フラッシュ構造扉」とは、金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の扉をいう。</p> <p>18 「ハニカムフラッシュ構造扉」とは、金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の扉をいう。</p>				